

水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る
アドバイザー業務委託

仕 様 書

平成26年7月

水 戸 市

第1章 総則

本仕様書は、水戸市（以下「発注者」という。）が発注する「水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託」に適用する。

1 業務の目的

本業務は、水戸市新ごみ処理施設の整備・運営を公設民営方式（以下「DBO方式」という。）で実施する上で、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」等に基づく手続きを進めることから、その業務支援を委託するものである。

2 委託業務名

水戸市新ごみ処理施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託

3 業務の履行期間

本業務の履行期間は次のとおりとする。

自 契約締結日の翌日

至 平成28年3月15日

4 対象事業の概要

(1) 対象事業の計画地（別紙参照）

水戸市下入野町字南散野地内

(2) 対象施設

ア 新清掃工場

① ごみ焼却施設

- ・処理能力 約370 t／日 （123.4t/日×3炉）
- ・処理方式 ストーカ方式（主灰の有効活用に資する設備を含む。）、ガス化熔融方式（シャフト式又は流動床式）のいずれか

② リサイクルセンター

- ・処理能力 約60 t / 日 (燃えないごみ20t/日, 資源物40t/日)
- ・処理方式 燃えないごみ: 破碎及び選別
資源物 : 選別, 圧縮及び梱包

イ 最終処分場

- ・埋立容量 約128,000m³
- ・埋立対象物 飛灰固化物及び不燃破碎残渣
- ・施設の形状 被覆型最終処分場

※ なお, 対象施設の処理能力等については, 今後, 施設整備の実施方針を策定する中で精査し, 決定することとする。

5 提出書類

- (1) 受注者は, 規定の期日までに, 発注者の定める様式により, 必要な書類を提出すること。
- (2) 関係書類は, 監督員の点検を受けられるよう, 常に整備しておくこと。
- (3) 受注者は, 業務着手前に業務主任技術者届を発注者に提出し, 承認を受けること。
- (4) 受注者は, 契約後, 速やかに次の事項を記載した業務計画書を発注者に提出し, 承認を受けること。

ア 業務概要 イ 実施方針 ウ 業務工程 エ 業務組織計画

オ 打ち合わせ計画 カ 成果品の内容及び部数 キ 使用する主な図書及び基

準 ク 連絡体制 ケ 使用する主な機器等 コ その他

6 関係機関との協議

受注者は, 必要に応じ, 関係機関との協議に出席するとともに, 説明資料の作成を行うこと。

7 資料の貸与

業務の実施に当たり、必要な資料の収集、調査等は原則として受注者が行うが、発注者が保有する資料については、貸与する。受注者は、貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後、速やかに返却するものとする。

8 検査

受注者は、業務の完了に際し、成果品について、発注者の検査を受けるものとする。

なお、検査完了後であっても、成果品に不備が発見された場合、受注者の負担と責任において、これを訂正すること。

9 議事録

受注者は、打ち合わせ及び協議の都度、議事録を作成の上、発注者に提出し、確認を受けなければならない。

10 秘密の保持及び中立性の義務

受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

また、コンサルタントとして、中立性を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し、業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責任に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 業務の履行に当たっては、関係する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであるため、本仕様書に明記のない事項であっても、当然必要と考えられるものについては、実施するものとする。

- (5) プロポーザル方式により採用された受注者の技術提案の内容については、原則、当該業務の仕様書に反映するものとする。

第2章 業務内容

1 事業スキーム、事業者選定方式等の検討に係る支援

(1) 施設基本計画等の見直し

本市においては、平成18年に策定した「水戸市新ごみ処理基本計画」を見直し、「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」として平成26年度中に改訂することとしており、計画ごみ量等の変更が見込まれる。

また、新清掃工場については、平成21年度に「水戸市中間処理施設基本計画」、平成23年度に「水戸市中間処理施設基礎調査（施設基本設計）」を、最終処分場については、平成24年度に「水戸市一般廃棄物最終処分場基本計画」を作成したところであるが、作成から日時が経過していることから、その後の環境影響評価の内容、造成設計等の成果の反映、他の先進自治体の事例も踏まえた施設計画の見直しが必要となっている。

以上のことから、施設基本計画等の見直し（処理能力等の検証を含む。）及び施設整備に必要となる計画条件の検討に係る支援を行うこと。

(2) 余熱利用計画の検討

新清掃工場のごみ焼却施設については、高効率ごみ発電施設を目指すものとし、施設内部及び外部（施設周辺において本市が計画する生活環境向上施設）における余熱利用計画の検討に係る支援を行うこと。

(3) 事業スキーム及び契約方式の検討

本事業をDBO方式で実施するに当たっての事業スキーム及び新ごみ処理施設の整備・運営事業者（以下「事業者」という。）の契約方式の検討に係る支援を行うこと。

また、本事業は、事業者が新清掃工場及び最終処分場を一括して整備・運営を行う計画であることから、各施設の連携等に係る検討についても併せて支援を行うこと。

(4) 事業者選定方式の検討

発注方式、評価方法、事業者選定スケジュール及び事業者参加資格条件の検討に係る支援を行うこと。

(5) リスク分析及び官民役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクについて、リスク分析及び官民の役割分担の検討に係る支援を行うこと。

(6) 参考見積仕様書作成，市場調査等の実施

(1)から(5)までの検討を踏まえた参考見積仕様書の作成及び市場調査の実施に係る支援を行うこと。市場調査は、プラントメーカー等に対して見積設計（施設整備費及び管理運営費を含む）を依頼し、参考見積書を徴取することにより行う。さらに、プラントメーカー等から提出された参考見積書について整理を行い、本市が予定価格を設定するために必要な支援を行うこと。

また、市場調査の結果を踏まえ、事業者が新清掃工場及び最終処分場を一括して整備・運営を行うことの有効性について、各々、別事業として実施した場合との比較検討を行い、入札における競争性の確保と合わせ検証するために必要な支援を行うこと。

2 実施方針の作成及び公表に係る支援

以下の項目を踏まえた実施方針案の作成，修正及び公表の支援を行うこと。

また、事業者からの質問に対する回答案の作成等についても支援を行うこと。

- (1) 特定事業の選定に関する事項
- (2) 事業者の募集及び選定に関する事項
- (3) 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- (4) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- (5) 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- (6) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- (7) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- (8) その他特定事業の実施に関して必要な事項

3 特定事業の評価，選定及び公表に係る支援

前項までの内容を踏まえ，VFMの算定等を実施し，特定事業の選定に係る支援を行うこと。

また，特定事業としての選定結果を公表するための資料の作成支援を行うこと。

4 事業者の募集，評価，選定及び公表に係る支援

(1) 事業者募集書類等の作成支援

事業者を募集するための以下の資料の作成支援を行うこと。

ア 入札説明書

事業の概要説明，事業実施の前提条件，事業者の募集，選定手順，契約に関する事項等重要な事項

イ 要求水準書

事業者が実現すべき施設整備，運営，維持管理等のサービス内容，事業者がサービスを実施する際の業務の水準等

なお，要求水準内容については，1 (6) で作成した参考見積仕様書を基本とし，発注者との協議により，事業方式，条件等を適切に判断すること。

ウ 落札者選定基準

本市の特性や学識経験者等で構成する水戸市新ごみ処理施設事業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見等を踏まえた提案書の評価方法，落札者選定基準

エ 様式集

事業者に提出させる提案書等の様式集

(2) 募集書類等に対する質問回答書案の作成支援

事業者からの募集書類等に対する質問回答書案

(3) 事業者選定のための提案書等の評価支援

ア 事業者から提出された提案書等の取りまとめ及び評価用資料の作成に係る支援

イ 評価委員会から求められた場合の必要な対応

なお，評価委員会への対応については，6 の項を参照のこと。

(4) 事業者選定評価結果の公表

事業者選定評価結果を公表するための資料の作成支援

5 協定及び契約の締結に係る支援

本市と事業者との間で締結する基本協定書案（事業契約前におけるSPC*設立等の基本的事項に関する協定）及び事業契約書案の作成，事業者との協定，契約に係る交渉及び契約締結に係る支援を行うこと。

※SPC（特別目的会社）：特定の事業を遂行することのみを目的として設立する会社

6 評価委員会の運営支援

本市では，事業者の選定に関して，実施方針の検討段階から事業契約まで，評価委員会の評価を踏まえて検討を行うことから，評価委員会の運営に関する以下の事項について支援を行うこと。

また，各評価委員との連絡調整は本市が行う。

なお，各評価委員への報償費等の評価委員会の運営に係る費用は，本市が負担する。

- (1) 評価委員会用資料の作成
- (2) 評価委員への事前説明
- (3) 評価委員会への出席（議事進行，資料説明，質問への対応等の支援を含む。）
- (4) 議事録の作成

※ 評価委員会の開催予定について

- ① 開催日時 昼間の約2時間
- ② 開催内容 新清掃工場及び最終処分場に係る以下の内容について，調査及び検討を行う予定とするが，詳細は別途協議する。
 - 第1回 事業内容，実施方針案等に係る事項
 - 第2回 特定事業の選定，要求水準書等に係る事項
 - 第3回 入札説明書，落札者決定基準等に係る事項
 - 第4回 事業者参加状況報告，評価方法等に係る事項
 - 第5回 提案書評価に係る事項
 - 第6回 提案書評価，最優秀提案者の選定に係る事項

7 その他の支援

(1) ホームページ作成の支援

本市ホームページについて、事業の実施手続に係る情報等の公開に必要な電子データの作成支援を行うこと。

(2) 法務的業務の支援

業務の遂行に当たり、法務的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。

(3) 循環型社会形成推進地域計画（第2期）の変更に係る支援

本業務の内容を踏まえ、本市が平成25年1月に策定した「水戸市循環型社会形成推進地域計画（第2期）」の記載内容を見直し、変更案の作成支援を行うこと。

(4) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成に係る支援

廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果の分析（平成12年3月10日付け衛環18号厚生省水道環境部環境整備課長通知）については、循環型社会形成推進交付金（以下「国交付金」という。）の事業の採択要件の一つになっていることから、本業務の内容を踏まえて、国の手引書に基づく費用対効果の分析及び国交付金の申請に必要な資料の作成に係る支援を行うこと。

第3章 成果品

受注者は、業務の完了に際し、次の成果品を提出するものとする。

なお、成果品の作成、編集方法等については、あらかじめ発注者と協議の上、作成するものとする。

また、本業務を進めるに当たって、作成した資料、参考とした資料、議事録等については、整理し、提出するものとする。

- | | | |
|-------------------------------|------|----|
| (1) 入札支援業務報告書（A4版，くるみ製本） | ．．．． | 5部 |
| (2) 中間報告書（業務初年度のみ，A4版） | ．．．． | 2部 |
| (3) 循環型社会形成推進地域計画（第2期変更版）（原稿） | ．．．． | 1式 |
| (4) 費用対効果分析結果報告書（原稿） | ．．．． | 1式 |
| (5) 検討資料及び参考資料 | ．．．． | 1部 |
| (6) 上記報告書及び原稿の電子データ（CD-ROM等） | ．．．． | 1式 |
| (7) 議事録 | ．．．． | 1式 |